新野和暢氏の博士学位請求論文『皇道仏教と大陸布教―十五年戦争期の宗教と国家』は、満州事変からアジア太平洋戦争終結に至る時代に、日本仏教の「戦時教学」の中に「皇道仏教」なる理念が台頭し、主に中国大陸での「大陸布教」の動機を補完する役割を果たしたことを明らかにして、仏教と日本国家の関係に新たな光を当てようとする意欲的な論文である。

従来、この時期の宗教と国家の関係は、「靖国」思想を中心とする「国家神道」という視座からアプローチする研究が主流であった。「皇道仏教」という用語は戦前早くから使われていたが、先行研究はほとんどない。仏教の大陸布教については、個別の宗派の中で一定の歴史的検証は行われてきたが、仏教全体を視野に収めた先行研究は少なく、とくに国家や軍との関係に焦点を当てた研究は、各宗派内でタブー視されてきたこともあり皆無であった。本論文は、膨大な文献と史料の博捜によってこの欠落を埋め、研究史に新たな段階を画したものと言える。

論文全体は、「皇道仏教」を中心に思想的問題を扱う第1部・理論編と、大陸布教の実態を明らかにする第2部・実践編から構成される。

第1部第1章ではまず「皇道」の用語の系譜が辿られ、本来「天皇の道」として「惟神」と同義であった皇道が歴史的に戦争と密接に関わって使用されてきたことが指摘される。 それは、日本軍の戦争を「聖戦」たらしめる崇高な理念として機能し、多くの軍命において軍紀粛清の根拠ともされてきた。第1部第2章では、日清・日露戦争の時代、本来は不殺生や慈悲を説く仏教が、「真俗二諦」論や「一殺多生」論などによって戦争肯定の論理を作っていったプロセスが検証される。

第1部第3章では、「皇道仏教」の流れの一つである「皇道禅」が、曹洞宗の澤木興道、中根環堂、高階瓏仙、臨済宗の山崎益洲、その影響を受けた杉本五郎陸軍中佐らの言説を通して分析される。新野氏によれば、井上哲次郎や河野省三ら国家イデオローグが説いた「惟神」における「滅私奉公」は、神道には欠如した座禅修行による「無我」の境地の達成を必要としたのであり、「皇道禅」の目的は「惟神」を通した天皇への帰一であった。

第1部第4章では、日本仏教の一大勢力である浄土真宗の戦時教学の帰結が、従来の研究で強調されてきた「真俗二諦」論にとどまるものではなく、新野氏の命名する「真俗一諦」論であり、真宗教義の「天皇教」への解消であるという踏み込んだ主張が展開される。 分析の対象はここでも、佐々木憲徳、金子大栄、柏原祐義、加藤佛眼、利井興隆、また浄土宗の八木英哉、安西覚承など多岐に及ぶが、とくに真宗大谷派のカリスマ的指導者であった暁烏敏において、「南無阿弥陀仏」と「天皇陛下万歳」の同一性にとどまらず、「平面的に天皇即弥陀ではない」「天皇が奥の院である」と断定されるに至る論脈が詳しく跡づけ られる。

こうして第1部では、「皇道仏教」が詰まるところ仏教の放棄に至るという主張が、多数の文献・資料を通して強力に展開される。またその過程で、聖徳太子以来の皇室によって庇護された日本仏教こそ「完成された仏教」であり、「不完全な仏教」を持つ中国にそれを逆輸出する使命があるという教説が、大陸布教の大義名分とされたことも明らかにされている。しかし新野氏によれば、皇道仏教はまさに「日本固有の道」であるとされるがゆえに、大陸布教は中国への「押しつけ」とならざるをえず、破綻を運命づけられていたのである。

第2部は、こうして教義の宣布としては失敗に終わった「大陸布教」が、軍の統制下での「宣撫工作」として行われていた実態を明らかにする。第2部第1章では、初期の大陸布教法規と「満洲国」における実態が、第2部第2章では、陸軍の戦略に組み込まれた「中支」および「北支」地域における宣撫工作の実態が、第2部第3章では、租界地・天津における「開教」の展開が、いずれも先行研究で見過ごされてきた大陸布教法規と史料に基づいて実証的に描き出される。第2部に見られる法制史的観点は、第2部補論「宗教団体法に見る国家と宗教」によってさらに補強されている。

以上のような論述の成果として、本論文は、天皇帰一を標榜した仏教は大陸布教において国家神道を体現したのであり、当時の仏教は国家神道の枢要な構成要素であったのだと結論する。この点を含めて本論文は、十五年戦争期における宗教と国家の関係の議論に新たな可能性を拓いたものとして高い学術的価値を持つと評価できる。

審査においては、大陸布教の全貌を掴むには非エリート層の日本人居留民との関係が究明されるべきではないか、第2部がやや事実の提示に終始している観があるのではないか、皇道仏教が天皇帰一を説いたとしても、阿弥陀仏信仰やもろもろの仏教儀礼などが存続した限り「仏教が放棄された」とは言えないのではないか、などといった指摘や疑問も出されたが、いずれも本論文の高い学術的価値を損なうものではないという点で、審査員全員の意見の一致を見た。

以上により、本委員会は、本論文を博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと 認定する。